

難病の日 カラーライトアップの実施について

毎年5月23日は「難病の日」です。

県では、これに合わせ、難病についての理解や支援の輪を広げることを目的として、**県庁昭和庁舎をオレンジ色にライトアップ**します。

1 期間

令和8年5月22日（金）から5月29日（金）まで

2 時間

日没（午後6時頃）から午後10時まで

3 場所

県庁昭和庁舎（前橋市大手町一丁目1-1）

難病の日とは

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であり、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾患を指します。

難病の日は、患者さんやご家族の思いを多くの人に知ってもらう機会とすることを目的として、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会（JPA）が定めた日です。2014年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が成立したことを記念して、毎年5月23日を「難病の日」として登録しています。

※一般社団法人日本難病・疾病団体協議会（JPA）ホームページより引用・一部加工（[一般社団法人日本難病・疾病団体協議会（JPA）ホームページ](https://nanbyo.jp/) <https://nanbyo.jp/>）